

イーハトーブ・プラットフォーム・メーリングリスト運営規約

(趣旨)

第1 この規約は、メーリングリスト設置及び運営要領（以下「要領」という。）第6に基づき、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が設置する「イーハトーブ・プラットフォーム・メーリングリスト」（以下「本メーリングリスト」という。）の具体的運営に関し必要な事項を定める。

(会員登録申込み)

第2 新たに会員になろうとする者は、所定の様式によりセンターに登録の申込みをするものとする。

(会員登録)

第3 前項により申込みを受けたセンターは、要領第3に基づき申込者の資格要件等を審査し、資格要件等を満たした場合は、当該申込者にその旨通知するとともに、会員として本メーリングリストに登録するものとする。

(変更内容の通知)

第4 会員は、メールアドレス、所属する企業、機関等の登録事項に変更が生じた場合、センターに速やかに通知するものとする。

(退会の方法)

第5 会員が本メーリングリストから退会を希望する場合、センターに通知するものとする。

(投稿内容)

第6 本メーリングリストを利用して行う投稿の内容は、次の2種類とする。

- (1) 会員に提供することにより、直接、間接に企業に対する支援効果があるもの
- (2) 会員から企業経営の参考とするための情報を収集することを目的とするもの

(投稿時の順守事項)

第7 会員は、投稿する場合、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他のメーリングリストや媒体に引用する場合には、引用先たる投稿者の許可を得ること。
- (2) イベント情報等、他の通信媒体や機関誌等に情報提供を希望する場合には、「転載可」と明記すること。
- (3) プライバシー侵害、著作権抵触の回避に配慮すること。
- (4) 客観的、かつ、的確な表現及び議論に配慮すること。
- (5) いわゆる「チェーンメール」は投稿しないこと。

(書込み用メールアドレス)

第8 本メーリングリストの書込み用メールアドレスは、「platform@iijnet.or.jp」とする。

(書込み形式等)

第9 本メーリングリストの書込みの形式等は次のとおりとする。

- (1) 発信できるメールの形式は、テキスト形式のみとする。
- (2) 発信するメールには、ファイルを添付しない。

(管理者)

第10 要領第5で定めた本メーリングリストの管理者(以下単に「管理者」という。)は、通信環境を整備するとともに、円滑な運営のため、管理業務を行う。

(損害賠償)

第11 管理者は、本メーリングリストを利用することによって会員に発生した損害については一切の賠償責任を負わないものとする。

2 会員が本メーリングリストを利用することによって第三者に損害を与えた場合、当該会員が自己の責任により解決するものとする。

(配信の中止)

第12 管理者は、一定期間受信しない状態が続いた会員に対し、事前の通知をすることなく当該会員への配信を中止するものとする。

(会員登録の抹消)

第13 管理者は、会員が次の事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知の上、会員の登録を抹消することができる。

- (1) 会員登録申し込みの際し、虚偽の申告をしたことが明らかになった場合
- (2) 管理者が次に掲げる禁止事項やマナー違反に関し警告したにもかかわらず、意図的に従わないと管理者が判断した場合
 - ア 誹謗中傷すること、わいせつ等、公序良俗に反する情報を投稿すること。
 - イ 特定の宗教や政治団体の宣伝としての投稿をすること。
 - ウ 営利目的のための投稿をすること。
 - エ 許可なく本メーリングリストから取得した他人の投稿を他の媒体や出版物等に転用すること。
 - オ 許可なく他の媒体や出版物等の記事を本メーリングリストに投稿すること。
 - カ コンピュータウィルスを流すなど、意図的に運営を妨害すること。
 - キ 本メーリングリストの会員名簿を営利、布教、政治宣伝などの目的に使用すること。
 - ク その他、法律に反すると判断される行為。

(3) その他、管理者が本メーリングリストの適正な運営上不適当と判断した場合

(記録の削除)

第14 管理者は、前項第2号に掲げる禁止事項に該当すると判断される投稿があった場合、それを投稿した者に事前の通知をすることなく、本メーリングリストの記録から削除することができる。

(規約の改正)

第15 センターは、本メーリングリストの円滑な運営のため、所定の手続きを経た上、本規約を改正することができる。

附 則

- 1 この規約は、平成16年9月17日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成25年4月1日から施行する。